

鳴海駅前市街地再開発事業用地
暫定利用事業者募集要項
(社会実験)

令和3年8月

名古屋市住宅都市局
緑都市整備事務所

1 趣旨

鳴海駅前再開発事業の事業化に当たり、再開発事業用地におけるキッチンカー等の飲食物品販売等による暫定利用を通して、再開発事業の施設建築物の導入機能検討及び駅前広場の活用・運営検討を行うため、社会実験を実施するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行った販売の実施を前提としています。

2 暫定利用場所

名古屋市緑区字上汐田 310 番地の一部（添付暫定利用場所図参照）

場所の現地確認希望者は、名古屋市緑都市整備事務所（052-321-6222）までご連絡ください。

3 期間

令和3年8月19日（木）から令和3年10月31日（日）までの間とします。

※期間には、出店準備、原状回復の期間を含みます。

4 参加の方法

（1）出店の要件

- ① 本募集の趣旨を理解し、市の検討に必要な情報を得るために協力（事業報告、事業者アンケート及びお客様アンケートの実施等）ができること。
また、本社会実験により市が得た情報を、統計的なデータとして公表することに同意できること。
- ② キッチンカー・飲食販売を行う場合は、愛知県内の保健所（名古屋市は各区保健センター）の食品営業許可を受けている者であること。その他関係法令の必要な許可を取得していること。
- ③ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154条）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中でないこと。
- ⑥ 市税等の滞納がないこと。

（2）出店資格の喪失

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 暫定利用に影響を与える行為があった場合
- ③ 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供しようとする場合

(3) 事前審査の方法

- ① 必要書類については、必ず所定の様式を使用すること。
- ② 必要書類及び添付書類を提出すること。

[必要書類]

名 称	必要部数
ア 参加申込書兼誓約書	各 1 部
イ 事業内容書及び事業計画書	
ウ 食品営業許可証（写し）等 ※出店予定の業種すべて	
エ 生産物賠償責任保険（PL保険）の保険証（写し）	

③ 留意事項

ア 申込期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月12日（木）までに必要書類及び添付書類を電子メール又は郵送にて提出してください。（必着）

イ 提出先

〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目 15 番 16 号
名古屋市住宅都市局緑都市整備事務所再開発係

（メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp）

ウ 必要書類及び添付書類は返却しません。また、参加申込書をはじめとしていただいた個人情報鳴海駅前市街地再開発事業に係る業務の目的以外には使用しません。

④ スケジュール

日にち	事 項
8月6日（金） ～8月12日（木）	募集期間
8月13日（金） ～8月18日（水）	調整期間及び使用料の支払い ※出店日等の調整を行うため、この期間中は必ず連絡が取れるようにしてください。 ※調整がつき次第、納入通知書を発行しますので使用料を支払ってください。
8月19日（木）	社会実験開始

(4) その他

- ① 出店に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とします。
- ② 出店にあたっては、参加者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施についても、関係法令等に違反しないようにしてください。

5 出店に関する事項

(1) 出店について

- ① キッチンカー、仮設テントによる飲食・物品販売（生き物、刀剣、鉄砲、わいせつ物、公序良俗に反する物品販売は除く）等をしていただける事業者を募集します。
- ② 参加者は、本社会実験の趣旨等を十分理解するとともに参加者が互いに協力し、暫定利用場所の維持管理・運営を行ってください。
- ③ 使用料として、1 区画（7m×5m）350 円/日をお支払いいただきます。

(2) 制限

- ① 参加者が指定箇所において、自ら事業を行う場合に限りです。第三者に権利等を譲渡することはできません。
- ② 参加者は、一日 8 事業者を目安とし、応募が 9 事業者以上となった場合は、名古屋市緑都市整備事務所において抽選等を行います。
- ③ 参加者は土地の形質を変更しないでください。
- ④ 煙や臭い、音や振動等は、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。
- ⑤ 暫定利用場所は全面禁煙です。
- ⑥ メニュー及び価格については、鳴海駅に相応しい利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定に努めてください。
- ⑦ 市が暫定利用での行為が適切でない判断した場合は変更、中止等を求める場合があります。また、市の求めに応じない場合は出店をさせない又は出店を取り消す場合があります。
- ⑧ 出店の有無にかかわらず、既納の使用料は還付しません。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付します。

(3) 事業に関する条件

- ① 開催日及び開催時間
 - ア 開催日
令和 3 年 8 月 19 日（木）～令和 3 年 10 月 31 日（日）
 - イ 開催時間
午前 7 時から午後 10 時までの範囲
※営業時間は午前 8 時から午後 9 時までの間で各自設定してください。
※開催時間には、出店準備、撤収（原則毎日）の時間を含みます。
- ② 設備について
照明、電気及び水道の提供はありません。各自でご用意ください。
- ③ 維持管理
 - ア 暫定利用場所は参加者で積極的に清掃を行ってください。
 - イ 張り紙や看板、のぼりの設置については市が認めた場所以外は禁止します。（事前協議要）
 - ウ 車両の乗り入れは安全に留意し、出店するキッチンカー以外の車両の乗

り入れは資材の搬入・搬出時のみ可能とします。

エ 暫定利用場所で事故が発生した場合は速やかに市へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。

オ 運営に関する問合せ及び苦情については、参加者が責任をもって対応してください。

カ 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、原状回復が不要であるとして市が承認した場合はこの限りではありません。

キ 参加者は、事業報告書（別紙様式）、事業者アンケート及びお客様アンケートを出店終了後速やかに市へ提出してください。

ク 車で来られる方の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

ケ 加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。

コ 自店の前の目立つ位置にゴミ箱を必ず設置し、出たゴミは当日に持ち帰ってください。なお、ゴミの処理に関する費用は参加者負担となります。

(4) その他

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスクの着用、手が触れるところのこまめな消毒、お金のトレイでの受け渡し等の対策を必ず実施してください。
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国又は愛知県から緊急事態宣言及び措置が発出された場合には、それに従い飲食店などの業態にかかわらず一律中止等となる場合があります。

6 問合せ先

名古屋市住宅都市局緑都市整備事務所再開発係

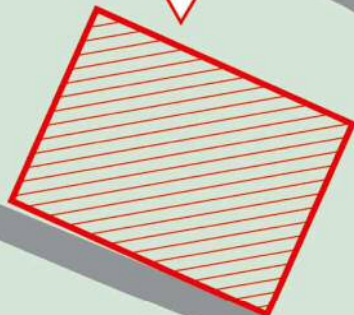
TEL 052-321-6222 FAX 052-321-6211

メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

暫定利用場所図



社会実験場所



浅間橋

扇川

名鉄名古屋本線

**鳴海駅西口を出て
信号交差点を渡ってすぐ！！**

鳴海駅西口



ライオンズプレイズ
鳴海タワー

古鳴海停車場線

リベスタ鳴海

鳴海駅

○配置イメージ

- ・ 1 区画 (7m×5m)
- ・ 共有スペースの使い方については、出店される方で話し合い、飲食スペース等の設置を決めていただきます。
- ・ 出店場所については、緑都市整備事務所で決めさせていただきます。

